

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 得意先への災害見舞金

Q. 得意先が災害に遭い大きな被害を被りましたので、災害見舞金を支出しようと思います。この見舞金は、どのような取扱いになりますか？

A. 交際費等に該当せず、損金の額に算入することができます。

会社が得意先などに対し、慶弔禍福のために支出する費用は、交際費として扱われます。しかし、取引先に対する災害見舞金は、取引先への贈答というよりも、取引先の救済により損失を回避する費用であると考えられます。

このことから、災害見舞金が、取引先との被災前の取引関係の維持や回復のためのものであり、被災後相当期間内に支出したものであれば、交際費に該当しないこととされています。

この場合の相当期間とは、取引先が通常の営業再開に向けての復旧過程である期間内とされています。

また、災害見舞金に該当するものには、現金の他、次に掲げる資産も含まれます。

- ① 自社の製品を取り扱う得意先に対して、災害により滅失及び損壊した商品を補填するための自社製品
- ② 事業用資産
- ③ 被災した従業員の福利厚生のための資産

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/sochiho/750214/08/08_61_4a.htm#atsukai12

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinihon/atsukai/index.htm>

★ 債権放棄と貸倒損失

Q. 経営困難な取引先に対する売掛金が回収できそうにありません。貸倒損失で計上するにはどうしたらいいですか？

A. 書面で債権放棄の通知をすれば貸倒損失として計上することが認められます。

法人税法では、次の事実が発生した場合は、貸倒損失として、一定の金額を損金の額に算入できるとしています。

(1) 法的な債権の切捨て

- ① 会社更生法や民事再生法などで認可決定されたもの
- ② 債権者集会などの協議で決定したもの
- ③ 書面による債務免除通知によるもの

(2) 財務状態が相当悪く回収不能が明らか

(3) 取引停止後1年以上弁済がない

お尋ねのケースは、上記(1)③に該当すると思われませんが、この場合には、相手方の債務超過の状態が相当期間継続していて、その資産状態からみても弁済を受けることができないと認められなければなりません。

なお、この場合の債権放棄の通知の方法ですが、債権放棄をした事実を確認することができる配達証明付内容証明郵便を利用するのがいいと思われます。その他、債権放棄を決定した取締役会の議事録なども保管しておきましょう。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5320.htm>

資 産 税

★ 非上場株式等の相続税の納税猶予制度の改正

Q. 自社株の相続税の納税猶予制度(事業承継税制)が改正になったそうですが、どのようなになったのですか？

A. 事業承継税制とは、後継者である受贈者・相続人等が非上場株式等を贈与又は相続等により取得した場合に、その非上場株式等に係る贈与税又は相続税を一定の要件のもと、納税猶予し、後継者の死亡等により、その納税猶予された贈与税又は相続税の納付を免除するという制度です。

平成30年の改正では、これまでの措置に加え、**10年間の措置として**、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の最大3分の2まで)が撤廃されたり、納税猶予割合が引上げられる(80%から100%)などの特例措置が設けられました。

① 事前の計画策定等

5年以内の特例承継計画の提出が必要

② 適用期限

平成30年1月1日から平成39年12月31日までの贈与・相続に適用

③ 対象株数

全株

④ 納税猶予割合

100%

⑤ 承継パターン

複数の株主から最大3人の後継者

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201804/01.pdf>

★ 結婚資金の贈与

Q. 子供が結婚しますので、結婚資金を渡そうと思います。贈与税の対象になりますか？

A. 婚姻に当たって、子が親から婚姻後の生活を営むために、家具、寝具、家電製品等の通常の日常生活を営むのに必要な家具什器等の贈与を受けた場合、又はそれらの購入費用に充てるために金銭の贈与を受け、その全額を家具什器等の購入費用に充てた場合等には、贈与税の課税対象となりません。

なお、贈与を受けた金銭が預貯金となっている場合、株式や家屋の購入費用に充てられた場合等のように、その生活費（家具什器等の購入費用）に充てられなかった部分については、贈与税の課税対象となります。

(注1)子が親から金品を受け取った場合は、原則として贈与税の課税対象となります。

ただし、扶養義務者相互間において生活費に充てるために贈与を受けた財産のうち通常必要と認められるものであり、必要な都度直接生活費に充てるために贈与を受けた財産については、贈与税の課税対象となりません。

(注2)個人から受ける結婚祝等の金品は、社交上の必要によるもので贈与をした者と贈与を受けた者との関係等に照らして社会通念上相当と認められるものについては、贈与税の課税対象となりません。

<https://www.nta.go.jp/m/taxanswer/4405.htm>

★ 代償分割

Q. 先日父が亡くなり、相続財産を子供3人で分割しようと思います。相続財産は自宅（価額1億円）と現預金だけですので、私が財産の全部を相続し、他の兄弟二人には私から現金を2,000万円ずつ支払うことにしたいのですが、このような分割方法は認められますか？

A. 代償分割と呼ばれる分割方法で、あなたは6,000万円（1億円から他の兄弟に提供した4,000万円を控除した金額）に対して、他の兄弟お二人は各々2,000万円に対して相続税が課税されます。

遺産分割は、被相続人の財産を分割するのが原則です。しかし、相続財産のうちには、不動産のように分割不可能なものも存在します。このような場合、特定の相続人が自分の相続分を超えて相続する代わりに、その特定の相続人の財産を他の相続人に提供する分割方法を採用することが認められています。

このような遺産の分割方法を「代償分割」といいます。

遺産分割を代償分割によった場合は、相続税の課税価格は次のようになります。

①代償財産を取得した者<他の兄弟の場合>

相続により取得した財産の価額と代償分割により取得した財産の価額の合計額

②代償財産を提供した者<貴方の場合>

相続により取得した財産の価額から代償分割により提供した財産の価額を控除した金額